

刑事手続きの流れ

交通事故の発生

警察への届出・110番通報

捜査の開始

- ・事情聴取（調書の作成）
- ・証拠品の提出
- ・実況見分の立ち会い

犯人（被疑者）の特定

任意取調
(逮捕しない)

逮捕

釈放

犯人の逮捕
事情聴取
証拠品の確認

書類送致

検察官に書類と証拠品を引き継ぐこと

身柄送致

検察官に犯人を書類と証拠品とともに引き継ぐこと

釈放

勾留

継続して犯人の身柄を拘束して捜査すること

検察官の事情聴取

検察官の処分決定

不起訴
(裁判にかけない場合)

起訴（被告人）
(裁判にかけられる場合)

公判請求
(公開の裁判)

略式命令請求
(書面審理により罰金や料金を命じる裁判)

公判

証人出廷

判決

略式命令

※太字がご協力をお願いする捜査です
※加害者が少年（20歳未満）の場合は刑事手続きが異なります



～事故にあわれた方が利用できる制度～

自動車保険

自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）と任意保険があり、

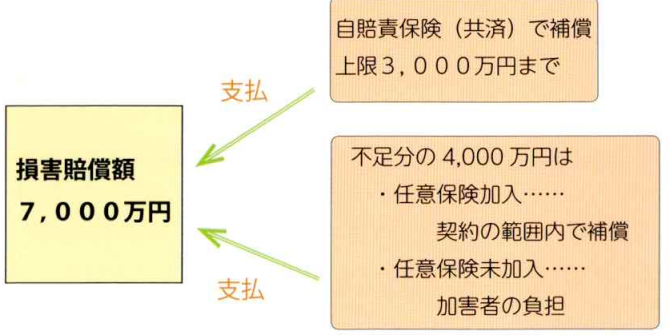
- 自賠責保険は、交通事故による被害者やその家族の方の保護を図る目的で、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入することが義務付けられている保険
- 任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険

で次のようになっています。

自賠責保険		対 比	任意保険
加入しなければならない（義務）		加 入	任 意
人身損害だけ		対 象	人身損害と物損
死亡	3,000万円	支払い 限度額	保険契約の限度額 までの補償
傷害	120万円		
後遺 傷害	75万～4,000万円		

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害額が補償額を上回っている分は任意保険により補償されることになります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償（てん補）され、不足分の4,000万円は加害者側が加入の任意保険（全部又は一部）で補償されます。未加入の場合、加害者の負担となります。



交通事故にあわれた方と そのご家族のために

このリーフレットは、交通事故にあわれた方や
そのご家族に

🦋 警察の支援制度とはどのようなものか。

🦋 警察が被害者やその家族の方をお願いすることは何か。

🦋 事故の加害者はどのような手続きで
処罰されるのか。

🦋 自動車の保険制度



などについてお知らせするものです。

分からないことなどは、遠慮なくご相談ください。

- 警察署交通課
- 高速道路交通警察隊

担当者 _____

電話番号 _____

奈良県警察

ご協力をお願い

警察は、事故の状況や原因など加害者の罪を明らかにするために捜査を行います。

- 事情聴取や供述調書の作成
事故にあった状況や事故の届出をした状況などについて詳しくお伺いし、供述調書を作成します。また検察庁や裁判所でも事情を聞かれることがあります。
- 証拠品の提出
事故当時に当事者の方が着ていた衣服や所持品、乗っていた車や自転車などは事件解決のための証拠品として提出していただくことがあります。
- 実況見分の立ち会い
事故の状況や原因を明らかにするため、立ち会っていただくことがあります。

被害者連絡制度

警察では、事故のケースによって、担当捜査員等が被害者の方等に對し、次のような情報をお知らせする制度があります。

☆ 交通事故の相手方に関すること

- 加害者の住所、氏名、年齢等
- 交通事故の発生日時、場所
- 捜査状況（但し、捜査に支障のない範囲）

☆ 事故の相手方の刑事処分に関すること

- 加害者の検挙状況
- 事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、公訴を提起した裁判所

加害者が少年の場合は、お知らせする内容が異なります。

政府保障事業

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手方が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。
- 事故を起こした相手の車が盗難車で自賠責保険が使えない。

このような場合に、被害者は、政府保障事業に損害のてん補を求めることができます。詳細は損害保険会社・共済の窓口にお問い合わせください。

公益社団法人なら犯罪被害者支援センター

なら犯罪被害者支援センターでは、被害者やその家族等からの電話相談、面接相談に応じたり、医療機関・カウンセリングの手配や付き添い、警察・検察庁・裁判所等への連絡、付き添いなど様々な支援を行っています。

☎ 電話相談 0742-24-0783（ゼロナヤミ）
受付時間【月曜～金曜】10:00～16:00

独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA：ナスバ)

交通事故被害者の法律、金銭、介護など、交通事故に起因する悩みごとに応じて地方公共団体や各種相談機関、損害保険及び紛争処理等の相談窓口を電話紹介しています。

また、自動車事故の被害にあわれた方々を支援するため

- 在宅介護への支援、介護料の支給等
- 療護施設の設置・運営
- 交通遺児等への無利子貸付と「友の会」

などの支援を行っています。

NASVA（ナスバ）交通事故被害者ホットライン

☎ 電話番号 0570-000738
受付時間【土・日・祝日・年末年始を除く】
10:00～12:00
13:00～16:00

衝撃的な出来事のあとに起こる反応について

交通事故など衝撃的な出来事のあとには、心や体に様々な反応が生じることがあります。それらは、ショックな出来事のあとに起こる当然の反応です。

ご自身に生じた心と身体の変化を理解し、適切にケアすることが大切です。

警察では、対象となる交通事故の被害にあわれた方等に対するカウンセリングを実施しています。

交通事故の相談窓口

警察の相談窓口

- 奈良県警察本部交通指導課企画指導係
0742-23-0110
- 各警察署の交通捜査係・高速道路交通警察隊

関係機関の相談窓口

- 奈良地方検察庁被害者ホットライン
（刑事手続きに関する相談等）
0742-27-6861
- 奈良保護観察所
（加害者に関する情報、相談等）
0742-23-1233
- 奈良県交通安全活動推進センター
（交通安全教育と交通事故相談）
0744-23-4400
- 奈良県交通事故相談所
（賠償・補償問題等の相談）
0742-27-8731
- そんぽADRセンター
（交通事故相談、損害保険に関する相談）
0570-022-808
- 全国共済農業協同組合連合会奈良県本部自動車損害調査部
（交通事故相談、損害共済に関する相談）
0742-27-4146
- （公財）交通事故紛争処理センター
（法律相談、和解斡旋、審査手続き）
06-6227-0277（大阪支部）
- 日本司法支援センター（法テラス）
（法律相談）
0570-079714

キ リ ト リ

受 領 書

年 月 日

氏名

リーフレット（交通事故にあわれた方とご家族のために）を受領しました。